



津波のスピードは海岸付近で秒速10mほどになります。海岸や河川で、強い地震や長い時間の揺れを感じた場合、注意報や警報を待たずにすぐ避難しましょう。

津波

Topics

とは



津波は通常の表層だけの波とは違い、急激に水位の上上がった海がそのまま押し寄せる現象です。数10cmの津波でも、その場に立ち続けることは困難になります。



津波の大きさは、地震の揺れの程度で判断することはできません。小さな揺れでも注意報・警報の指示に従いましょう。また、津波の前に必ず引き波があるとは限りません。



津波は2回、3回と繰り返し襲ってきます。1回目ですら安心せず津波注意報や警報が解除されるまで海岸に近付かないようにしましょう。



1m程度の津波でも、海岸の地形などによっては10倍程度の高さになることがあります。海岸や河川から離れて、高い場所や頑丈な建物へ避難しましょう。

自分・家族を守るために

災害発生時、その規模が大きくなればなるほど、消防や警察などの公的機関の対応力は限られてしまいます。災害による被害を最小限に食い止めるために基本となるのは、「**自らの身の安全は自らが守る**」という考え方です。予測ができない災害発生に備えて、非常時の持ち出し品や備蓄品を用意したり、家族との連絡方法や集会所を決

備えを知る

津波に限らず、災害はいつ起こるか分かりません。身を守るためには、日常生活からの備えと心構えが必要です。

設、介護施設、町内会館や自主防災組織などに無償配布を行うほか、希望する個人、法人に向けて販売を予定しています。

市内の避難所や児童保育施設、または待機状態であれば、防災同報無線が発信された時に自動的に放送が切り替わる機能を備えています。



▲防災ラジオ

めておくなど、一人ひとりの防災意識を高めていきましょう。

みんなを守るために

自分の安全を確保したあとは、近隣の住民や友人など周りの人との協力が必要になります。そして、いざというときに助け合うためには、日常生活での交流やふれあいが大きくな力となります。普段から声を掛け合いながら、町内会や自主防災組織などが実施する防災訓練などに積極的に参加し、地域が持つ「防災の力」を向上させることが大切です。



▲町内会と小学校の合同防災訓練

また市では、自力での避難が困難な方や不安がある方について、緊急時の安否確認や避難誘導を地域で支援する**災害時要援護者支援制度**のガイドラインを作成しています。この制度を利用するには、町内会や自主防災組織が持つ要援護者名簿への事前登録が必要です。登録情報については市役所などと共有し、緊急時の救助活動に役立てます。

※災害時要援護者支援制度については、平成24年3月末時点で36町内会で取り組んでいます。